

平成30年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成30年2月26日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成30年2月26日

(10日間)

至 平成30年3月7日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 施政方針演説

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 同意第1号

日程第 8 同意第2号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 9 諮問第1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第10 議案第3号

日程第11 議案第4号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第12 議案第5号

日程第13 議案第6号

日程第14 議案第7号

日程第15 議案第8号

日程第16 議案第9号

日程第17 議案第10号

日程第 1 8 議案第 1 1 号
日程第 1 9 議案第 1 2 号
日程第 2 0 議案第 1 3 号
日程第 2 1 議案第 1 4 号
日程第 2 2 議案第 1 5 号
日程第 2 3 議案第 1 6 号
日程第 2 4 議案第 1 7 号
日程第 2 5 議案第 1 8 号
日程第 2 6 議案第 1 9 号
日程第 2 7 議案第 2 0 号
日程第 2 8 議案第 2 1 号
日程第 2 9 議案第 2 2 号
日程第 3 0 議案第 2 3 号
日程第 3 1 議案第 2 4 号
日程第 3 2 議案第 2 5 号
日程第 3 3 議案第 2 6 号
日程第 3 4 議案第 2 7 号
日程第 3 5 議案の委員会付託について

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本庄利昭	君	教育長	根橋範男	君
会計管理者	小林好子	君	総務課長	赤羽孝之	君
税務課長	村田鋭太	君	住民課長	塩原美智代	君
保健福祉課長	堤岳志	君	子育て支援課長	百瀬尚代	君
保育園長	宮澤寛徳	君	産業振興課長	藤沢洋史	君
建設水道課長	篠原雅彦	君	教育次長	上條憲治	君
総務課長 財政係長	宮越卓也	君			

事務局職員出席者

事務局長	簗町通憲	君	書記	神通川直美	君
------	------	---	----	-------	---

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成30年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影または録音等をする場合には事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、全員出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、西牧一敏議員、10番、竹野入恒夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月19日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から3月7日までの10日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月7日までの10日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。
本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議員の皆様、おはようございます。本日ここに、平成30年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

春の遅いこの地ではありますが、ようやく早春の気配が感じられる季節となりました。

韓国の平昌では、2月9日より昨夜まで、冬季オリンピックが開催され、スピードスケートの小平奈緒選手の活躍をはじめ、日本人選手の爽やかな笑顔と感動のドラマが、新たな思い出とともに閉幕となりました。

このオリンピックを期に、朝鮮半島の不安定な情勢が、少しでも改善されることを皆様とともに願うところであります。

さて、本定例会は、3月25日に村議会議員選挙がおこなわれますので、例年より少し早目に、開催をお願いいたしました。

議員の皆様には、任期4年の最後の定例会であります。継続される方、また、勇退される方、それぞれ節目となる平成30年の山形村議会第1回の定例会であります。

本日、ご提案申し上げる案件は、人事案件が3件、予算7件、補正予算4件、条例10件、その他4件の計28件でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集のあいさつといたします。

◎諸般の報告

○議長(平沢恒雄君) 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご

了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 行政報告を行います。

2件についてであります。まず1件目ですが「上竹田四ッ谷地区の県道交通安全対策事業について」であります。

昨年の5月から工事を実施しております。歩道設置工事も含め道路延長224メートルを整備するものであります。途中スプリンクラーの本管の布設替工事が必要となりました。工期延長を行い、完了が3月5日までとなっております。現在、片側通行を行っておりましてご迷惑をおかけしておりますが、工期末の竣工に向けて、工事は順調に進んでおります。

続いて2件目ですが「B&G海洋センター修繕工事について」であります。

昨年度から引き続き要望をしましてまいりました山形村B&G海洋センターの修繕助成金について、このたびB&G財団より平成30年度に助成する旨の連絡がありました。

歳入歳出予算への計上は、助成金額が明らかになった時点だと考えておりましたので、平成30年度一般会計の当初予算への計上はされておりませんが、今後の補正予算編成時において対応をしましてまいりたいと思います。

修繕工事の内容としましては、海洋センターの上屋シート取りかえ工事です。事業費は930万円ほどを見込んでおります。助成金については、山形村海洋センターの利用状況等についてB&G財団で評価の結果、事業費の6割となる557万9,000円を助成するという高い評価をいただいております。

以上申し上げまして、B&G財団からの海洋センター修繕助成金の内容に関する報告とさせていただきます。

◎施政方針演説

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君）

平成30年度の私の施政の一部を述べさせていただきます。

平成30年第1回山形村議会定例会において、平成30年度予算並びに諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の村政運営に対する基本的な考え方と新年度における主な施策について、述べさせていただきます。

今、我が国の経済は、安倍内閣の経済財政対策により、長期間にわたる景気のゆるやかな回復基調が続いており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

また、日本は少子高齢化という「国難」とも呼ぶべき危機に直面しております。今、新たな国づくりに向けて、女性も男性も、お年寄りも若者も、すべての国民が、この国難にどう立ち向かうかが問われている時代でもあります。

さて、私が村長に就任いたしましたから、1年が経過しようとしておりますが、就任以来取り組んでまいりました特徴的な4つの施策を申し上げますと、まず1番目に、地方創生の重要施策であります地域おこし協力隊の先駆けとして1名の隊員を11月に採用いたしました。村のホームページの充実など、主に村外への村の情報発信を進めております。

2番目としまして、新年度に向け、子育て・教育環境のさらなる充実を図るため、教育委員会と子育て支援関係の組織の統合を関係機関と協議の上、進めております。

3番目としましては、地域の重要な課題の1つであります連絡班未加入世帯が増加する中で、合理的で時代に合った地域コミュニティのあり方を研究するため「山形村の地域コミュニティに関する検討委員会」を設置いたしました。

4番目としまして、春先の自然現象であります、この中信地域の主に南西部に発生する風食の防止に取り組むための検討委員会を設置いたしました。

いずれも、まだまだ課題の多い案件ばかりでありますので、新年度も引き続き重要課題と位置づけて、取り組んでまいります。

次に、平成30年度の主な施策を申し上げます。

平成30年度は、第5次総合計画後期基本計画の初年度となります。前年度基本計画の達成状況を踏まえ、新たな住民ニーズ・時代の潮流を取り入れながらの予算編成を行いました。

特に基本構想では、平成34年度の人口目標は9,000人に増加する見込みでしたが、後期では8,300人と大幅に減少すると修正がされ、これにより国調人口を算定基礎としている地方交付税が大きく減少することが予想されます。

歳出については、財源確保の充実に留意し、真に必要なものか事業の取捨選択を行ってまいりました。

ハード事業では、老朽化による清水高原展望台の建築工事9,000万円、スカイランドきよみずの喫煙室新設工事費約500万円、ともに充当率100%交付税算入率80%の有利な辺地債を活用してまいります。

次にふれあい児童館では、役場同様に民間資金を活用したLED化を図り、また、国・県の交付金を活用してエアコン室外機の取りかえと自動ドア装置の取りかえ工事を計画しております。

道路工事では、社会資本整備交付金を活用してアイシティ前の水代線の舗装工事と唐沢そば集落入口の交差点の道路改良に向け、用地買収・設計委託業務に着手しております。

ソフト事業では、引き続き地域コミュニティに関する検討委員会、職員の研修などを行ってまいります。

2年に一度作成しております生活ガイドブックであります。今回、平成30年度は広告収入により作成し、ゼロ予算の事業として実施いたします。

各区で負担をいただいております防犯灯の電気料であります。従来1基当たり1,600円を補助し各区で負担をいただいておりますが、区・連絡班未加入世帯と加入世帯との不均衡等が問題とされることから、防犯灯の電気料については、すべて村費負担とし、各区における事務・経費の軽減を図ります。

昨年11月に1名の隊員を募集しました地域おこし協力隊であります。隊員の充実を図るため、4名の隊員を追加した5名で予算計上を行っております。新年度も引き続き積極的に隊員の募集に努めてまいります。

農業関係では、村内の酪農家が収益性の向上等に必要な機械導入や施設整備を図るため、畜産クラスター事業に取り組み、国からの補助金1億6,000万円を計上しております。

ます。また遊休荒廃農地の増加や、農業者の高齢化が進む中で、農地の適正な管理の指針となる農業振興地域整備計画の総合見直しを行う予定であります。

林業振興では雨氷被害となった下竹田区の共有の林森整備を優先的にを行います。

商工関係では、かねてより商工会から要望がございました店舗等のリフォーム工事について、補助事業としての予算を計上しております。

子育て支援策としましては、子育て支援センターでは、長年の懸案でありました病後児保育の取り組みを図ってまいります。小学校ではシャワールームの設置工事、少人数学級の支援員の配置、トレーニングセンターでは、トイレにベビーシートの設置等の予算を計上しております。

保健福祉関係では、引き続き高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、自立支援や介護予防・重度化防止等に向けた事業に取り組んでまいります。

特別会計では、市町村が単独で運営をしてまいりました国民健康保険制度であります。今後も持続可能な国民健康保険制度を維持するため、県と市町村の共同運営に移行されます。制度改正による支障を来さないよう県と一体となって制度運営の充実を図ってまいります。

一般会計の歳入歳出収支では、6,500万円の財源不足となりました。不足分につきましては財政調整基金から3,500万円、地域福祉基金3,000万円を取り崩し、充当いたしました。

今後とも限られた財源を有効に活用するため、歳出の削減・合理化を図るとともに、費用対効果や重要度、緊急性などを勘案し、効果的・効率的な財政運営を推進してまいります。

社会情勢が大きく変動する時代を迎えておりますが、いつの時代も組織の財産は人材であります。役場職員には持てる能力を十分に発揮していただき、行政サービスの質の向上を図り、働き甲斐のある山形村役場を目指してまいります。

村民の皆様には、住んでよかったと思える、住みがいのある対話型の協働の村づくりをつくってまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

◎同意第1号、同意第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7及び日程第8は人事に関する議案でありますので、一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました同意第1号、同意第2号の議案について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

同意第1号から同意第2号までの委員の選任を求める同意2件について、提案説明を申し上げます。

先ず、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

市町村の監査委員の定数は2名で、構成は、議会議員のうちから選任される監査委員が1名、識見を有する者から選出される監査委員が1名となっています。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の笹野初雄氏が、この平成30年3月2日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き識見を有する監査委員として、山形村5029番地1、笹野初雄氏を再度選任したいと思います。

地方自治法196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第2号「山形村国定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価に対する不服を審査決定するために市町村に設置するものとして地方税法で定められ、村税条例により3人の委員で構成をされております。

この3人の内、中大地区中村連絡班の平沢秀元氏につきましては、本年4月19日をもって3年間の任期満了となるため、後任として山形村1398番地、中村俊春氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、

村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、中村俊春氏に委ねることが適切と考え、選任したいと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

以上、同意第1号・第2号、それぞれの委員の選任を求める同意2件について、提案説明を申し上げました。

ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、同意第1号、同意第2号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、同意第1号及び同意第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩をします。休憩。

（午前 9時23分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時30分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました日程第7、同意第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8、同意第2号についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第2号「山形村国定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長(平沢恒雄君) 日程第9、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案説明を申し上げます。

法務大臣から人権擁護委員として委嘱されている中村哲久氏について、本年6月30日に任期が満了いたします。長野地方法務局長から、次期委員候補者の推薦依頼がございました。

つきましては、人権擁護委員の候補者として、引き続き山形村689番地、中村哲久氏に再推薦をいただきたく、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づいて、議会の意見を求めるものであります。

同氏におかれましては、平成21年7月1日から3期、人権擁護委員として活動さ

れ、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権養護について理解があり、適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご意見をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、諮問第1号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時35分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時40分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました諮問第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり答申することに決定しました。

◎議案第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第10、議案第3号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第3号の「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

長野県町村公平委員会に現在加入している「白馬山麓環境施設組合」が名称を平成30年4月1日から「白馬山麓事務組合」に変更することに伴いまして、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、討論・採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号「長野県町村公平委

員会共同設置規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第4号

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、議案第4号「上竹田中村連絡班集会施設用地の負担つき寄附の受け入れについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第4号「上竹田中村連絡班集会施設用地の負担つき寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げます。

平成30年2月1日付で上竹田中村連絡班集会所の敷地について、所有者及び上竹田中村連絡班の連絡長から村に寄附採納願い及び趣意書が提出されました。

寄附にあたりましては条件が付されているため、負担つき寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定によりまして議会の議決を求めますのでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第4号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。

次に、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号「上竹田中村連絡班
集会施設用地の負担つき寄附の受け入れについて」は、原案のとおり可決することに
決定しました。

◎議案第5号

○議長（平沢恒雄君） 日程第12、議案第5号「山形村道路線の認定について」を議
題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第5号「山形村道路線の認定について」の提案説明を申し
上げます。

上竹田中村地区の記念碑北側で行われた宅地造成につきまして、道路用地としての
寄附を受けた道路を道路法第8条第2項の規定により、村道路線として認定しようと
するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第5号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号

○議長（平沢恒雄君） 日程第13、議案第6号「山形村辺地総合整備計画の変更につ

いて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第6号「山形村辺地総合整備計画の変更について」の提案説明を申し上げます。

「辺地にかかわる公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定によりまして、美野里ヶ丘辺地地域公共的施設整備について、清水寺に隣接する清水高原展望台施設整備を追加し、総合計画を変更しようとするものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第6号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 議席番号9番、西牧です。これを見ると、宿泊交流施設改修事業で4,744万、それから、清水寺の展望台の整備で9,726万というようなことであるのですが、先ほど村長の施設説明のところで500万ということであるのですが、これ5年間ということで、交流施設は5年間で4,740万というふうに理解しているのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、村長、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） この整備計画につきましては、一応27年から31年度の5年間という内容でございまして、内容についてはこの5年間という意味合いだけではなくて、当然必要であればまた変更をかけていくというようなことになるのですが、交流施設につきましても実施計画、それから、展望台につきましても実施計画において計画されたものをここに記しているようなことであります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 清水寺のことは、ここでいくと約建築工事が9,000万と、ここに計上しているのと同じになっているのですが、今後、これからスカイラン

ドキよみずにかかる予算というのは、今のところはこういうことですが、もっとかかってくるという、辺地債で掛けていくというような方向で村は考えているのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 当然そのスカイランドきよみずも大分老朽化してきているということもあります。今後につきましては、修繕は整備の対象から外れてくるものですから、新しく建て直すとか、そういうことに関してはこの計画の中で実施をしていくということになります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第7号

○議長（平沢恒雄君） 日程第14、議案第7号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第7号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成30年4月1日から子育て支援課を教育委員会事務局組織内に置き、子育てと教育の一貫した支援を進めていくことにしております。この組織変えにより、山形村職員定数条例で定める村長の事務部局の職員定数及び教育委員会の事務局の職員定数についての改正が必要となっております。

改正の内容としましては、子育て支援課に属する職員数21名を村長の事務部局の職員定数から減じまして、教育委員会の事務局の職員定数21名を加えるものであります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第7号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。
質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第8号

○議長（平沢恒雄君） 日程第15、議案第8号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第8号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」において定められております「扶養親族のある場合における補償基準額の加算額」は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものと定められております。平成28年の扶養手当支給額が改正されたことから、加算額についても改正がされました。

それに伴いまして、山形村消防団員等公務災害補償条例で規定をしております補償基準額に関する規定につきましても、平成29年6月の議会定例会で改正をいたしました。第2条中適用する消防法36条を36条第8項に改め、また、第5条第3項中の「及び」を「または」に改めるものであります。これにより、山形村消防団等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第9号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

先ほど議案第9号について質疑を行いますということでしたが、議案第8号につい

てでありますので、訂正をいたします。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第9号

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、議案第10号。

訂正します。日程第16、議案第9号、「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第9号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成30年4月より、国において持続可能な医療保険制度の構築をするための国民健康保険等の一部を改正する法律が施行されるのに伴う、国民健康保険法の改正による規定の整備がされるため、山形村国民健康保険条例について所要の整備を行うものであります。

改正内容は、国民健康保険事業の運営に関する協議会について、委員構成、委員の任期等の見直しを行うものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） それでは、若干の詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

国民健康保険の運営が県と市町村によるものとなるために、「第1章 この村が行う国民健康保険」とあるのは、この村が行う国民健康保険の事務となります。また、「第2章 国民健康保険運営協議会」は、この制度改正で県にも新たに国民健康保険運営協議会が設けられるために、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会として、役割が明確にされるものであります。

また、村の運営協議会の委員の定数につきましては、従来の見出しを「組織」と今回改めまして、企業などの被用者が加入する被用者保険等の保険者を代表する委員を新たに加えました。この新たな委員の定数につきましては、国民健康保険の被用者を代表する委員3人に対しまして、その2分の1以上で当該の数以内とされておりますので、今回2人というふうにしております。

また、任期につきましては、国の通知に基づきまして、従来2年から、今回3年の任期というふうになっております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第9号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないので、以上で質疑を終結します。

◎議案第10号

○議長（平沢恒雄君） 日程第17、議案第10号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第10号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行するに伴う、高齢者の医療の確保に関する法律の改正による規定における技術的読み替えの定め及び所要の整備がされるため、山形村後期高齢者医療に関する条例について所要の整備を行うものであります。

改正内容は、国民健康保険被保険者で、住所地特例で県外の都道府県の病院等に入院中の者が年齢到達等により後期高齢者医療の被保険者となる場合に、国民健康保険と同じ都道府県の広域連合が行う後期高齢者医療を引き継がれることを規定するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第10号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第11号

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案第11号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第11号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

指定居宅介護支援等の運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として県条例で定められておりましたが、介護保険法が一部改正され、平成30年4月1日から村条例で定めることとなります。これを受けて、本村においても本条例で定めることとなりました。条例制定にあたりましては、厚生労働省令で定める基準と長野県で定めている基準の継続性も考慮いたしまして制定するものでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） それでは、詳細説明を申し上げます。

介護サービスを利用する際に必要となりますケアマネジメントを行う居宅介護支援

につきましては、平成30年度より保険者機能の強化と介護支援専門員の質の向上、支援の充実を図る観点から、指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、運営基準等について村で定める必要があることから本条例を制定するものです。

この指定権限の委譲によりまして、村内に現在3カ所あります居宅介護支援事業所における指定更新変更手続等の届け出は村に提出することになり、監督権限も村の管轄となります。

また、今回の条例制定にあたり、各事業所に設置が義務づけられております管理者の資格要件について3年間の経過措置はございますが、主任介護支援専門員でなければならぬこととなりました。

よろしく、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第11号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第12号

○議長（平沢恒雄君） 日程第19、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

この3月をもちまして第6期介護保険事業計画が終了し、平成30年4月から3カ年の第7期計画が始まります。要介護認定者数の増加や介護サービス給付費の増加が見込まれることから、月額基準額を現行の5,660円から5,990円に改正するものでございます。

よろしく、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

堤保健福祉課長。

- 保健福祉課長（堤 岳志君） それでは、新旧対照表をご覧いただきながら詳細説明を申し上げます。

村長の提案説明にありましたように、平成30年4月から第7期の介護保険事業計画がスタートいたします。第7期の計画につきましては、平成30年度から32年度までの3カ年の介護サービス見込み量等の将来推計を厚生労働省が運営しております地域包括ケア見える化システムを利用して算定し、介護保険事業に必要となる介護保険料を算定いたしました。

今回ご提出いたしました保険料の改正案は、新旧対照表にありますとおり、基準額第2条第1項第5号に当たりますけれども、第5段階を第6期より年額を3,960円、約5.8%増加させていただき、7万1,880円と改正し、あわせて、市町村の被保険者等に関する調査権について、第2号被保険者の世帯も対象となるよう改正するものです。

また、今回の介護保険法の改正では、介護保険料の所得段階のうち、第7段階から第9段階の基準所得金額の上限額が変更になります。

よろしく、ご審議をお願い申し上げます。

- 議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第12号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第13号～議案16号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第20、議案第13号から日程第23、議案第16号を一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

- 議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第13号から議案第16号に

ついて、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第13号から議案第16号までの条例改正4件につきまして、関連がありますので一括して説明を申し上げます。

議案第13号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

介護保険法の一部改正により、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理や介護などを行う介護医療院が新設されたことに伴う、関係条項を追加するものであります。

次に、議案第14号「山形村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準について、市町村の条例に委託されたところにより、山形村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例に居宅介護支援事業所を追加し、資格要件を法人であることと規定するものであります。

次に、議案第15号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明であります。指定介護予防支援事業所の運営に際し、共生型サービスの創設に伴い、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者との連携を行うこと、また、介護・医療に関する連絡調整に関する情報提供の強化が定められたことに伴い、関連条項の追加などを行うものでございます。

次に、議案第16号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でありますけれども、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉制度における生活介護、自立支援等の指定を受けた事業所であれば、基本的に地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、共生型サービスが創設されました。

これに伴いまして、共生型地域密着型通所介護の基準を設定しました。また、議案第13号と同様に介護医療院が新設されたことに伴う関連条項の追加を行うものでござ

ざいます。

以上、議案第13号から16号までの条例改正4件につきまして、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第13号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第14号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第15号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第16号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより、議案第13号から議案第16号について、一括して質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第17号～議案20号

○議長（平沢恒雄君） 日程第24、議案第17号から日程第27、議案第20号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第17号から議案第20号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第17号から議案第20号までの、平成29年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成29年度締めくくりの補正予算であります。各会計歳入歳出を正確に把握、精査の上、編成した分であります。

まず、議案第17号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第7号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計補正予算第7号は、歳入歳出から3,990万円を減額し、補正後の予算規模は34億6,759万円となっております。

歳入予算では、村税に2,564万円、地方交付税に1,004万9,000円、負担金に248万2,000円、寄附金に142万4,000円、村債に1,600万円を追加する一方、国庫支出金に1,137万7,000円、繰入金に8,007万1,000円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い、総務費から2,808万円、民生費から3,279万5,000円、衛生費から849万3,000円、土木費から643万8,000円、教育費から644万1,000円など、それぞれ減額する一方、農林水産業費202万8,000円、諸支出金に4,112万5,000円を追加計上いたしました。

第2条の地方債の補正では、国の補正予算に伴うもので、農業農村整備事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第18号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算第3号は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出から6,313万2,000円を減額し、総額を11億6,668万6,000円とするものです。

歳入予算では、国庫支出金から2,888万5,000円を減額、共同事業交付金から3,692万5,000円を減額、療養給付費等交付金に675万9,000円を追加などをいたしました。

歳出予算では、保険給付費から2,880万円の減額、共同事務処理拠出金から3,271万8,000円の減額、保健事業費から150万円の減額などを計上しております。

次に、議案第19号「平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

山形村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれに333万2,000

円を追加し、総額で7,192万円とするものであります。

歳入予算では、保険料に453万7,000円を追加し、一般会計繰入金は126万円を減額、歳出予算では、納付金に334万9,000円を追加するなど計上をいたしました。

次に、議案第20号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号は歳入歳出予算の補正であり、歳入、歳出を3,391万3,000円を減額し、総額を7億5,574万円とするものであります。

歳入予算では、介護保険料に470万2,000円を追加し、国庫支出金から712万4,000円を減額、支払基金交付金から1,309万3,000円を減額、繰入金から1,412万2,000円の減額などをいたしました。

歳出予算では、保険給付費から2,625万円の減額、地域支援事業費から660万9,000円の減額をいたしました。

以上、議案第17号から議案第20号までの平成29年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、補正予算並びに補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第17号についての詳細説明はありますか。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） それでは、議案第17号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第7号）」について、詳細説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをご覧くださいと思います。

事項別明細書の総括の歳入でございますが、増減の大きなものについて説明をさせていただきます。

1款の村税ですけれども、個人、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれの徴収見込みが固まりましたので、2,564万円の増収見込みとなっております。

9款、地方交付税ですけれども、特別交付税分として1,004万9,000円を追加いたしまして、総額で12億4,872万円とするものです。

13款、国庫支出金ですけれども、児童手当負担金、社会資本整備総合交付金事業の完了によりまして、1,137万7,000円の減額となっております。

17款、繰入金ですけれども、地域福祉基金の3,000万円、公共施設整備基金の5,000万円の8,000万円を当初繰り入れることとしておりましたが、全額一般財源として振りかえたため減額をしております。

20の村債でありますけれども、県営競争力強化基盤整備事業が追加補正になったため、公共事業債1,600万円を増額しております。

次に、9ページの歳出になります。

平成29年度の事業完了などによりまして、不要額の整理、清算による減額であります。また、公共施設整備基金費に4,000万円を積み立てるものであります。

2款の総務費でありますけれども、一般管理費の副村長等の人件費で1,122万8,000円、電子計算費として計上されました市内LANの設定変更委託料等の業務確定によりまして697万1,000円など、総額で2,808万円の減額となっております。

3款、民生費でありますけれども、介護保険特別会計繰り出し金や児童手当扶助費の不要分が大きな減額要因となっており、3,279万5,000円となっております。

4款、衛生費でありますけれども、人件費または太陽光発電システム等補助が当初見込みよりも少なかった関係や、後期高齢者医療特別会計繰出金不要額で849万3,000円の減額となっております。

8款であります。土木費では委託料、それから、工事請負費等、事業の確定によりまして643万8,000円の減額です。

10款、教育費ですけれども、清水寺修繕等村指定文化財補助事業の完了に伴う不要見込み額などで644万1,000円の減額となっております。

13款、諸支出金でありますけれども、先ほど申し上げました公共施設整備基金へ4,000万円を積み立てているものが主なものでございます。

以下、詳細につきましては、10ページ以降の説明をご覧いただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第18号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第19号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第20号について、詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第17号から議案第20号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁は、その後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。一般会計補正予算、22ページ、企画費についてお伺いする。地域おこし協力隊報奨金9万8,000円の減額、これは何か任命の任期に関する、そういうことで減額になったのかをお伺いする。

それから、24ページ、企画費の中の負補交、説明欄013「スカイランドきよみず優待」32万の減額。これは結局、利用者の伸びがなくてこういう減額になると思うのですけれども、どのぐらいの利用率だったのか、これをお伺いする。

以上、2点お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 最初に、22ページの3目、企画費の関係の地域おこし協力隊の報酬でございますけれども、11月の月の途中から採用ということで、9万8,000円の減額でございます。

それから、24ページの関係であります。これも企画費の関係ですけれども、スカイランドきよみずの優待の32万の減額でございますけれども、これにつきましては、現時点での見込みで32万の減額ということで、今までの優待券の発行数というものを手元に数値がございませんので、また後ほど示させていただきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第21号～議案27号

○議長（平沢恒雄君） 日程第28、議案第21号から日程第34、議案第27号までを一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

○議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題としました議案第21号から議案第27号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第21号から議案第27号までの平成30年度当初予算7件について、提案説明を申し上げます。

山形村の平成30年度当初予算は、平成29年度と同じく、一般会計が1会計、特別会計が3会計、公営企業会計が3会計の合計7会計であります。

まず、議案第21号の「平成30年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

平成30年度は、山形村第5次山形村総合計画における後期基本計画の初年度に当たります。前期基本計画の達成状況を踏まえた上で、直近の住民ニーズなど、流れを見きわめた上で、新たな視点を取り入れた予算編成となっております。

一般会計の当初予算の規模は、総額35億6,598万3,000円となっております。前年度の当初予算は骨格予算でありましたので、肉づけ予算の第1号補正予算と比べて7.3%増、2億4,362万6,000円の増額となりました。

以下、前年度の第1号補正予算と比較をしますが、歳入予算では、村税が、1.6%増の総額9億7,501万3,000円。

地方消費税の交付金が、8.3%増の1億3,000万円。

地方交付税は、0.3%増の11億6,086万7,000円。

県支出金は、82.3%増の3億6,921万6,000円。これは、酪農農家への事業拡大に伴う補助金によるものであります。

村債では、104.8%増の2億9,330万円などが増となっている一方で、繰入金は54.2%減の6,501万1,000円、繰越金は40.3%減の4,000万円とするなど、所要額を計上をいたしました。

歳出予算では、人件費が、特別職では0.7%増の1億1,640万9,000円、一般職では0.3%増の5億3,175万7,000円を計上いたしました。

目的別に見ますと、議会費では、1.7%増の6,999万7,000円。

総務費では、14%増の5億3,332万円。

民生費では、保健福祉センターのボイラー工事が終了したことなどによりまして、

5. 9%減の10億3,119万7,000円。

衛生費は、0.6%増の3億3,792万9,000円。

農林水産業費では、107.8%増の3億6,477万2,000円。

商工費では、清水寺の展望台の解体・新築工事などに取り組むことから、245.8%増の1億2,906万8,000円。

土木費は、橋梁の定期点検等が減少したため、4.6%減の3億8,555万5,000円。

消防費は、2.1%増の1億2,956万1,000円。

教育費は、清水寺修繕等村指定文化財保護事業としての補助が終了したことなどによりまして、10.1%減の2億7,715万6,000円。

諸支出金は、自己財源の確保としてふるさと応援寄付金の本格実施をするに当たりまして基金への積み立てを増額したこともあり、275.4%増の706万9,000円と、それぞれ所要額を計上しております。

当初予算の第2条から第5条は、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用事項に関して、地方自治法のそれぞれの規定によりまして予算で定めているものであります。

また、地方債の平成30年度の現在高は、28億4,835万9,000円となる見込みであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第22号「平成30年度山形村国民健康保険特別会計予算」の説明を申し上げます。

平成30年4月から、制度改正のために、国民健康保険の運営は県と市町村による運営となります。

平成30年度の国民健康保険特別会計の予算は、前年度当初比で1億5,404万8,000円減の、総額で10億6,088万9,000円とするものであります。

歳入については、保険税について税率改定は行わず、現行の税率により保険税に2億6,730万円、県補助金に7億1,577万2,000円などを見込みました。

歳出では、保険給付費に7億2,545万2,000円、国民健康保険事業納付金に3億1,603万円を計上いたしました。

次に、議案第23号「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算は、総額で7,603万2,000円を計上し、前年度当初予算

額と比較し、744万4,000円の増加とするものであります。

次に、議案第24号「平成30年度山形村介護保険特別会計予算」の説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算の規模は、総額で7億4,124万8,000円であります。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の1年目となります。

主な内容は、歳入では、介護保険料1億6,545万8,000円、国庫支出金では1億5,651万5,000円、支払基金交付金では1億8,989万3,000円、県支出金では1億289万8,000円、一般会計繰入金では1億815万1,000円。歳出では、保険給付費6億8,825万1,000円、地域支援事業費では4,294万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第25号「平成30年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の説明を申し上げます。

当初予算額は1,299万6,000円で、前年度予算と比較しまして、3,705万2,000円の大幅な減となっております。これは、28年、29年度に行った導水管布設工事が終了したことによるものであります。

予算の主な内容であります。歳入では、水道使用料で629万6,000円、繰入金では614万8,000円を見込みました。歳出では、経営管理費に569万円、公債費には720万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第26号「平成30年度山形村水道事業会計予算」の説明を申し上げます。

3条の収益的収支予算では、収入では、水道事業収益を2億1,968万2,000円、支出では、水道事業費用を2億910万2,000円と見込みました。

4条の資本的収支予算では、収入で負担金202万円を見込み、支出では、建設改良費に2,546万7,000円、企業債償還金に3,277万8,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足をいたします額の5,622万5,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものであります。

次に、議案第27号「平成30年度山形村下水道事業会計予算」の説明を申し上げます。

3条の収益的収支予算では、収入で下水道事業収益が4億2,776万8,000円、支出では、下水道事業費用を3億9,795万5,000円と見込みました。

4条の資本的収支予算では、収入で2億5,176万8,000円を見込み、支出では、建設

改良費で1億8,098万1,000円、企業債償還金では2億4,348万円、基金繰入支出に15万8,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足をいたします額の1億7,285万1,000円につきましては、消費税収支調整額、当年度損益勘定留保資金、過年度未処分利益剰余金で同額を補てんしようとするものであります。

以上、議案第21号から議案第27号までの平成30年度当初予算7件について、提案説明を申し上げました。詳細については、予算並びに予算に関する説明書のとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） それでは、議案第21号「平成30年度山形村一般会計予算」についての詳細説明をさせていただきます。

予算書の10ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なもののみ、説明をさせていただきます。

歳入予算の中で一番大きく占めているのが、9款の地方交付税であります。11億6,086万7,000円で、歳入全体の32.7%を占めております。これにつきましては、特別交付税を当初から見込んだこともあり、前年度と比較して0.3%増となっております。

次が、1款の村税であります。9億7,501万3,000円で、全体の27.4%を占めております。30年度も個人住民税の増収を見込み、1.6%増となっております。

13の国庫支出金2億8,334万8,000円と、14の県支出金3億6,921万6,000円を合わせますと6億5,256万4,000円で、全体の18.3%を占めております。中でも、県支出金につきましては酪農農家への補助金があることから、82.3%増となりました。

一番下段でありますけれども、村債であります。2億9,330万円で、全体の8.2%を占めております。これはあとの歳出にも出てきますが、県営競争力強化基盤整備の大池原東原地区排水事業や、清水寺展望台の解体・新築工事、スカイランドきよみずの喫煙室の設置工事、道路舗装補修工事の事業費用を借り入れるものでございます。

これらの科目が、歳入の大きなものであります。ご覧をいただきたいと思います。

歳出につきましてです。1 ページめくっていただきまして、1 2 ページとなります。

先ほど村長が科目ごとに、性質別について説明をいたしましたので、新規や主な事業について申し上げます。

総務費関係であります。3 7 ページ。2 目、財産管理費で、従来各区にある防犯灯に対しましては、施政方針でもありましたが、交付金として配付していましたが、電気料について、すべて村負担で 216 万円を計上しております。

3 9 ページ、3 目、企画費で、地域おこし協力隊を 4 名採用し、5 名体制で、関連費用 2,004 万 9,000 円の予算計上としました。

同じく、4 1 ページの委託費ですが、ふるさと応援寄附金支援委託料として、3 割相当の返礼品 296 万 4,000 円を計上しております。

民生費関係ですけれども、6 3 ページ、4 目、医療給付費で、平成 3 0 年 8 月から 1 5 歳までの子どもの医療費の支払いについて、自動給付方式から現物給付方式となるための扶助費 1,500 万円を計上しています。

同じく、6 6 ページ、2 目、児童福祉総務費で、病気の回復期にある児童を預かる病後児保育事業を新規で、関連費用 471 万 7,000 円を計上しました。

農林水産業関係ですが、9 1 ページ、4 目、畜産業費であります。酪農農家への事業拡大に伴う補助金 1 億 6,343 万 9,000 円を計上をしております。

商工費関係ですけれども、9 7 ページ、3 目、観光費で、清水高原展望台改築のための設計及び工事費で、9,283 万 1,000 円を計上しました。

土木費でありますけれども、1 0 2 ページ、2 目、道路維持費で、村道 1 級 3 号線水城線の舗装補修工事費として 3,192 万円を計上しております。

教育費関係ですけれども、1 1 2 ページ、1 目、学校管理費で、小学校シャワールームの設置工事費に 117 万 8,000 円を計上しました。

同じく、次の 1 1 3 ページ、2 目、教育振興費でありますけれども、少人数学習支援員の賃金 213 万 9,000 円を計上しております。

3 0 年度の新規事業や主な事業を説明をいたしました。

ページを戻っていただいて、8 ページになります。

第 2 表の債務負担行為の関係であります。公共施設における A E D 借上げ料、ふれあい児童館の L E D 化に伴う借上げ料、地域おこし協力隊の住居借上げ料及び車両リース料に関するものであり、次の 9 ページ、第 3 表の地方債の関係につきましては、各項目の事業費を借り入れるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第22号について、詳細説明はありますか。

塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） それでは、「平成30年度山形村国民健康保険特別会計予算」につきまして、詳細説明を申し上げます。

予算書は141ページからになりますが、ここに記載はされておりませんが、基本的事項としては、被保険者数2,340人、医療の受診件数は約3万7,000件ほどを見込んでおります。

予算書145ページ、事項別明細書の歳入をご覧ください。

平成30年4月からの制度改正に伴う予算科目の変更がされております。

歳入では、3段目の国庫支出金、その下の療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金が皆減となっております。

1款、国民健康保険税は2億6,730万円で、歳入の25.2%となります。

4款、県支出金7億1,577万2,000円、これが、67.5%です。

これらが、歳入予算の約93%を占めるものであります。

146ページをご覧ください。

歳出では、新たに3款、国民健康保険事業費納付金制度が設けられております。村から県へ納付するものであります。

また、9款、予備費の下の後期高齢者支援金等から共同事業拠出金までの款につきましては、皆減となっております。

2款の保険給付費ですが、前年度の当初に比較しまして318万円減、0.4%減の7億2,545万2,000円で計上をいたしました。これは、歳出予算全体の68.3%になります。

3款の国民健康保険事業費納付金3億1,603万円、29.8%ですけれども、これらを合わせまして、歳出予算の約98%を占めることとなっております。

以上、よろしくご説明申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第23号についての詳細説明はありますか。

塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） それでは、「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、詳細説明を申し上げます。

こちらの被保険者数は、前年とほぼ同人数の約 1,110 人と見込んでおります。

168 ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入をご覧ください。

1 款の後期高齢者医療保険料ですが、平成 29 年 4 月から所得割の軽減率が 5 割から 2 割に変更となり、均等割の軽減率が 9 割から 7 割に変更となったことなどから、前年度比プラス 12.8%、645 万円の増額を見込んでおります。

4 款、繰入金は、前年度比 100 万円の増額となっております。

169 ページ、歳出につきましては、歳入の 645 万円と 100 万円の増額分、合わせて 745 万円が歳出の 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度当初予算と比較した増額 745 万円となっており、平成 30 年度の納付金額は、7,590 万 1,000 円となっております。

詳細説明、以上となります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第 24 号についての詳細説明はありますか。

堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） それでは、「平成 30 年度山形村介護保健特別会計予算」、詳細説明を申し上げます。

180 ページをご覧ください。

事項別明細により、ご説明させていただきます。

歳入ですが、款の 1、第 1 号被保険者保険料、約 2,400 人の保険者を見込んでおりますが、前年度当初予算比 885 万 1,000 円増の、1 億 6,545 万 8,000 円を計上いたしました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金については、それぞれ補助率等を勘案しまして積算をしております。

181 ページをご覧ください。

歳出では、款の 1、総務費として、前年度比 584 万 3,000 円減の 999 万 1,000 円を計上しております。減額の要因でございますけれども、介護保険事業計画作成委託料、電算委託料等の減額に伴うものが主な要因となっております。

款の 2、保険給付費としまして、前年当初予算比 1,049 万 3,000 円、約 1.6% 増の 6 億 8,825 万円を計上しております。

款の 5、地域支援事業費ですが、前年度当初予算比 194 万 4,000 円減の 4,294 万 4,000 円を計上しております。

詳細については、予算書をご覧ください。

よろしく、ご審議お願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第25号についての詳細説明はありますか。

篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） それでは、「平成30年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の詳細説明について申し上げます。

先ほどの村長の提案説明にもございましたとおりに、28、29年度にわたりました、導水管の布設工事ということで予算規模がかなり大きくなったというところであったのですが、平成30年度につきましてはそちらの工事が終わったということで、例年並みの予算規模ということに戻ることになります。

予算書については212ページからということになりますけれども、先ほど金額については村長申し上げますので細かくは申し上げませんが、歳入については、使用料繰入金について、合わせて1,290万円余りを見込んであるということであり

ます。歳出につきましては、大きな歳出について、30年度については公債費になってくるということになりまして、元金の償還が536万6,000円、利子の償還で183万9,000円を計上といった内容になっております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第26号について、詳細説明はありますか。

篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） それでは、「平成30年度山形村水道事業会計予算」の詳細説明について申し上げます。

予算書については、223ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの第2条でございます業務の予定量についてでありますけれども、平成30年度につきましては、給水戸数は3,200戸、年間総給水量を98万5,000立方ということで見込んでおります。

続きまして、3条予算ということで、225ページからご覧いただきたいと思

います。3条予算の収益的収入の関係でありますけれども、総額2億1,968万2,000円で、前年度に比べまして746万3,000円の増ということになっております。

主な収入につきましては、水道使用料が2億280万4,000円ということでございます。続きまして、支出の関係になりますけれども、総額2億910万2,000円で、前年度に

比べまして3,723万円の増ということでございます。

支出の主なものでございますけれども、29年度に続きまして、唐沢浄水場ろ過地のろ材入れ替え工事で2,000万円、アセットマネジメント策定業務で464万4,000円、法改正に伴うものなのでございますけれども、水道施設台帳整備委託業務が540万円ということで計上をさせていただいております。

続きまして、4条予算は、231ページからご覧いただきたいと思っております。

4条予算の資本的収入については例年同様ということですのでございますけれども、202万円ということで、内容については、消火栓取り付け工事に伴う一般会計からの負担金ということになります。

次に、支出でございます。総額5,824万5,000円で、前年度比2,402万4,000円の増ということになっております。

主な支出でございますけれども、水道管布設工事、施設機器更新工事で2,000万円、企業債の元金の関係の償還3,277万8,000円ということで計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第27号について、詳細説明はありますか。

篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） 「平成30年度山形村下水道事業会計予算」ということで、245ページからご覧いただきたいと思っております。

第2条でございます、平成30年度の業務予定量の関係でありますけれども、水洗化人口を8,700人、年間総処理水量を80万3,000立方と見込んでおります。

続きまして、3条予算については、248ページからご覧いただきたいと思っております。

3条予算の収益的収入は、総額4億2,776万8,000円で、前年度に比べ120万4,000円の増でございます。

主な収入なのでございますけれども、下水道の使用料が1億7,300万円余りとなっております、今回から項目外ということで、今まで一般会計補助金という名称だったのですが、30年度から一般会計負担金ということに名称をかえさせていただきまして、そちらの金額が1億6,493万2,000円ということで計上させていただいております。

続いて、支出の関係は、249ページからご覧いただきたいと思っております。

総額で3億9,795万5,000円で、前年度比351万2,000円の減ということになっております。

こちらについては経常的なものが大半を占めておるのですけれども、新たな事業ということで若干触れさせていただきまして、管渠費の委託料の中で、管渠目視点検業務ということで94万2,000円、処理場の委託料の関係でOD層内の洗浄業務で263万5,000円、総係費の委託料の関係で、下水道事業変更認可業務で324万円ということで計上させていただいております。

続いて、4条予算になります。253ページをご覧くださいと思います。

こちらの収入総額については2億5,176万8,000円を見込んでおりまして、前年度に比べて1億7,100万円の増ということでございます。

主な収入については、企業債の関係5,680万円、国庫補助金で9,220万円、一般会計からの負担金を7,506万8,000円ということで計上してございます。

一方、支出の関係ですけれども、昨年から続いております処理場施設の更新工事ということで1億7,591万2,000円、元金の償還ということで2億4,348万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第21号から議案第27号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（平沢恒雄君） 日程第35「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第5号から議案第27号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常

任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の会議の日程はすべて終了しました。

本日の会議は、これにて閉議し散会といたします。

（午前11時08分）
